

高槻市交通部マスコットキャラクター活用要綱

制定 令和2年1月1日

(目的)

第1条 この要綱は、高槻市交通部（以下、「交通部」という。）マスコットキャラクター「たかつき ばすお」（以下、「キャラクター」という。）を市の機関以外の者が利用するにあたって必要な事項を定めることにより、キャラクターの適切な活用を図り、もって交通部のイメージの向上に資することを目的とする。

(キャラクターに関する権利)

第2条 キャラクターに関する一切の権利は、交通部に帰属するものとする。

(利用の申請)

第3条 キャラクターを利用しようとする者（以下、「申請者」という。）は、あらかじめ高槻市交通部マスコットキャラクター利用（変更）承認申請書（様式第1号）に添付書類を添えて、高槻市自動車運送事業の管理者（以下、「管理者」という。）に申請し、その承認を受けなければならない。

(利用承認)

第4条 管理者は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、交通部のイメージの向上に資すると認められるものについて当該利用を承認するものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、承認しないものとする。

- (1) 法令又は公序良俗に反すると認められるとき。
- (2) 交通部及びキャラクターの信用や品位の失墜に至る恐れがあるとき。
- (3) 特定の政党、思想、宗教などの活動に利用される恐れがあるとき。
- (4) 特定の個人や団体のシンボルマーク又は意匠等として利用される恐れがあるとき。
- (5) 「高槻市暴力団排除条例」第2条第1号から第3号までに掲げる者であるとき。
- (6) その他、管理者が利用を承認することが適当でないとき。

2 管理者は、前項の規定に基づき利用承認した場合は、高槻市交通部マスコットキャラクター利用承認通知書（様式第2号）により申請者に通知し、承認しない場合は、高槻市交通部マスコットキャラクター利用不承認通知書（様式第3号）により申請者に通知するものとする。

(利用上の遵守事項)

第5条 キャラクターの利用承認を受けた者（以下、「利用者」という。）は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 承認された用途のみに利用し、管理者の指示する利用条件に従うこと。
- (2) 別紙「高槻市交通部マスコットキャラクター『たかつき ばすお』図柄一覧」に従って利用すること。
- (3) 利用者は、これを譲渡又は転貸しないこと。
- (4) キャラクターを自己のものとして、商標や意匠に利用しないこと。
- (5) 高槻市交通部のマスコットキャラクターであることを明示すること。

(6) 交通部が当該事業の品質を保証するかなのようなイメージを与えないように配慮すること。

(承認内容の変更)

第6条 利用者が承認内容を変更しようとするときは、直ちに高槻市交通部マスコットキャラクター利用変更承認申請書(様式第4号)を管理者に提出しなければならない。

2 前項の規定に基づき利用承認した場合は、高槻市交通部マスコットキャラクター利用(変更)承認通知書(様式第2号)により申請者に通知し、承認しない場合は、高槻市交通部マスコットキャラクター利用(変更)不承認通知書(様式第3号)により申請者に通知するものとする。

(承認の取消)

第7条 管理者は、利用者が本要綱及び承認内容に違反していると認められる場合は、利用承認を取消することができる。

2 前項の利用承認の取消は、高槻市交通部マスコットキャラクター利用承認取消通知書(様式第5号)をもって行う。

3 第1項の規定により承認を取り消された者は、当該承認に係る制作物をいかなる場合であっても利用してはならない。

4 管理者は、承認を取り消された者に対して制作物の回収を求めることができる。

5 管理者は、承認を取り消されたことにより生じた損害について、賠償する責任を一切負わない。

(損害賠償)

第8条 利用者がキャラクターの利用により、交通部に損害を生じさせた場合は、これを賠償しなければならない。

(報告書の提出)

第9条 利用者は、利用期間終了後、もしくは利用承認を受けた制作物の完成後、すみやかに高槻市交通部マスコットキャラクター利用事業実施報告書(様式第6号)を管理者に提出するものとする。

2 利用承認を受けた制作物が販売を目的とした商品である場合、利用者は前項の実施報告書の代わりに、各年度末までの利用状況を高槻市交通部マスコットキャラクター「たかつきばすお」利用商品報告書(様式第7号)にまとめ、翌年度の4月30日までに管理者に提出しなければならない。

(利用終了)

第10条 利用承認に期限の定めが無い場合、利用者は当該事業が終了した際、高槻市交通部マスコットキャラクター利用事業終了届書(様式第8号)を管理者に提出しなければならない。また、その終了届の提出をもって当該利用承認は効力を失う。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は管理者が定める。

附 則

この要綱は、令和2年1月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年10月13日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年8月1日から施行する。